# 浜岡原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく工事の手続き漏れに係る調査結果と再発防止対策について(概要)

当社は、静岡県の指示に基づき、浜岡原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく工事の手続き(許可申請、届出)漏れの調査と改善策の検討を、以下のとおり実施しました。

- ◆静岡県からの指示事項 (浜岡原子力発電所に関する指示の抜粋)
- 浜岡原子力発電所に設置している高圧ガス施設について、高圧ガス保安法に基づく許可や届出等の 遵守状況を以下のとおり報告すること。(報告期限:2011年1月7日)
- (1) 施設ごとの設置時および変更時の許可や届出の状況
- (2) 許可申請や届出を行わずに設置、変更された施設がある場合には、次の事項
- ア 許可申請や届出を行わずに設置、変更された施設の概要、用途
- イ 許可申請や届出を行わずに設置、変更がなされた原因
- ウ 是正措置、再発防止措置

#### 1 浜岡原子力発電所における高圧ガス保安法の遵守状況について

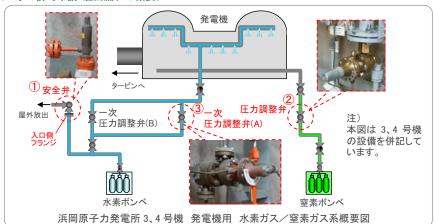
- ▶ 高圧ガス施設について、設置時の許可申請・届出に漏れがないことを確認しました。(全 15 施設)
- ≫ 変更時の許可申請・届出の状況を確認した結果、3、4 号機の発電機の付属設備の3 弁で合計7件、 弁の交換に際し、工事の許可申請・届出漏れがあることを確認しました。

#### < 許可申請や届出を行わずに変更された施設の概要、用途>

施設名:3.4号機 発電機用 水素窒素貯蔵設備

貯蔵能力	圧縮水素ガス	1,128 m <sup>3</sup>	
	圧縮窒素ガス	846 m³	
用途	水素ガスは、発電機の冷却用に使用。 窒素ガスは、保安用(発電機の火災防止用)に使用。		

#### <工事の許可申請・届出漏れの概要>



号機	機器名称	許可申請・届出漏れの概要
3 号機	①発電機用 水素ガス安全弁	1997年12月に当該弁を交換した際の事後届出の漏れ(1件)
		1997年12月に当該弁入口側フランジを交換した際の許可申請の漏れ(1件)
	②発電機用窒素 ガス圧力調整弁	2002 年 10 月に点検のため当該弁を予備品に交換した際および 2006 年 4 月 に元の弁に復旧した際の許可申請の漏れ(2 件)
		2008 年 3 月に点検のため当該弁を予備品に交換した際および 2010 年 12 月に元の弁に復旧した際の許可申請の漏れ(2 件)
4号機	③発電機用水素ガス 一次圧力調整弁(A)	2002 年 10 月に当該弁を交換した際の許可申請の漏れ(1 件)

#### 2 許可申請や届出を行わずに変更がなされた原因

以下の要因により、高圧ガス保安法に基づく許可申請・届出漏れが発生したと推定しました。

- ▶ 工事の計画段階で法令に基づく許可申請・届出の要否を確認する社内ルールとなっていましたが、弁本体の取替等、小規模で同一仕様品への取替を実施する工事や予備品との取替のような定例的に実施する工事は対象外としていました。
- ➢ 同一仕様品への取替を実施する場合、変更の工事に該当しないと誤った判断をしていました。また、官公庁への提出書類をまとめた管理表についても、提出時期の欄に「改造があったとき」と記載し、誤った管理を行っていました。

### 3 浜岡原子力発電所における再発防止対策について

## (1) 是正措置(早急に実施する措置)

当社は、原因調査から得た問題点に対し、以下の是正措置を早急に実施します。

#### ◆高圧ガス保安法に基づく工事手続きの社内ルールの改善

- ➤ 工事の計画段階で行う許可申請・届出の要否を確認するルールを見直し、定例的に実施する工事についても確認を行うルールとします。また、官公庁への提出書類をまとめた管理表に、同一仕様品への取替を実施する場合も許可申請・届出が必要である旨を明記します。
- ▶ 知識を有し、かつ、工事の業務プロセスから独立した管理職が、工事計画等の書類を法令遵守の観点から審査し、同様な事象の発生防止を徹底します。

#### (2) 再発防止措置

当社は、現在、社内で同様な事例がないか調査を進めており、その結果を踏まえて再発防止対策を策定します。

また、浜岡原子力発電所では、それに加えて以下の再発防止対策に取り組んでいきます。

	2010 年度	2010 年度 2011 年度		年度			
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
◆法令に関する社内 ルールの確認・整備 工事に関連する法令に基づ く手続きを確実に行うため の社内ルールの確認・整備	確認方法の立案						
	法令	社内ルールの確	認				
		i	は内ルールの整備	<del>生</del>			
◆審査体制の強化 組織として責任と権限を持ってチェックを行う体制の構築		 体制の検討・整備		7 審査体制の強	化(運用開始)		
◆再発防止対策の実施 状況の確認		①社内独立組	織による内部監査	査の実施(2011年	度下期に実施)		
①内部監査による実施状況 の確認 ②外部専門機関による確認		2	外部専門機関に	よる確認(2011年	度下期に実施)		